

卷末資料

用語解説

参考文献・資料

【あ】

逸出・逸走（いっしゅつ・いっそう）

飼育している動物が逃げ出すこと。逸走も同じ。植物の場合は、栽培している植物が管理下から外れて野生化すること。

遺伝的かく乱

長い歴史的な時間をかけて形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によって乱されることを指す。

地理的に隔離され、出会うことのなかった近縁種同士が人為的要因による移動によって出会い、交雑し、次世代が形成されることで在来種の遺伝子の独自性が失われてしまうことが懸念されている。そのほか、在来種の形態・行動といった特徴が失われることも問題視されている。

遺伝的多様性

ひとつの種のなかで、集団や個体が示す遺伝的な違いを指す。

例えば、海洋や山地、水系などによって地理的に隔離された地域個体群は、同じ種でもそれぞれに異なる遺伝子を持っている。また、同じ種、同じ個体群でも、個体ごとの遺伝子の組み合わせは少しずつ異なり、生息環境の変化に対応できる可能性を内在している。

地域個体群の絶滅や個体数の減少によって遺伝的多様性が減少すると、画一化した形質の集団となるため、環境の変化等に対応する能力を減少させることになり、ひいては、集団が存続できなくなる危険性を高めることになる。遺伝子レベルの多様性保全は、生物多様性を保全する上で重要な課題となっている。

【か】

外来種

過去に、意図的・非意図的を問わず人為的に自然分布の域外に移動させられ、そこで野生化した生物種を外来種という。外来種のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある種のことを侵略的外来種という。

外来生物法

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の略称で、2005 年 6 月に施行された。特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的にした法律。問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

競合

同種または異種の複数個体が、同じ資源（食物、空間など）を求め、かつその供給量が限られているときに生じ、相手に対して負の影響を与える相互作用のこと。競争ともいう。

国外外来種

「外来種」のうち、我が国に自然分布域を有していない生物種。

国内外来種

我が国に自然分布域を有している（在来種）が、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入された生物種。

固有種

分布が特定の地域に限定される種もしくは亜種・変種などを固有種という。固有種は、「特定の地域」は、国レベル、都道府県レベル、地域レベルなど様々なとらえ方がある。島しょなど隔離された環境には固有種が多い。

【さ】

里地・里山

継続的な人の生産・消費活動がされている林や土地、その地域のこと。里地・里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落と二次林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成される地域で、東京では主に多摩地域にみられる。

侵略的外来種

外来種のうち、わが国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。

生態系

ある地域にすむすべての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成される。エコシステム。

生物間相互作用

ある生物の個体群がほかの生物の個体群に及ぼす作用と反作用のこと。

被食－捕食関係、競争関係、共生関係などがある。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、「すべての生物の間の変異性を指すものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」と定義されている。

先駆植物

植物群落の遷移において、裸地にいち早く侵入して定着する植物。乾燥や貧栄養に耐える地衣類・コケ植物のほか、一般に成長が早い陽生植物が定着する。先駆種、パイオニア種ともいう。

【た】

地域個体群

地域性に着目して特定される個体群を指す。移動能力のそれほど大きくない生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分でない場合がある。このような場合に、地域個体群という概念が用いられる。

導入

意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。

特定外来生物

海外起源の外来種のうち、生態系等に関わる被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。

生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。特定外来生物に指定されたものは、飼育・栽培、運搬、保管、輸入、放出、譲渡が禁止されており、罰則の定めがある。

【な】**ネイチャーポジティブ**

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する。自然再興ともいう。

【は】**バラスト水**

荷物を積載していない船を安定させるために積み込む海水のこと。荷物を降ろした時に積み込まれ、到着した港で荷を積む際に捨てられるため、バラスト水に含まれている生物が本来の生息地でない地域に拡散する要因の一つとなっている。世界各地で外来種の貝や魚、海藻類が繁殖して問題になっているほか、生態系かく乱、養殖魚類へ与える影響、細菌のまん延や有害プランクトンによる貝毒の発生など人の健康への危険性も指摘されている。

ビオトープ

ビオトープ (biotope) とは、ギリシャ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、工業の進展や都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間を指す。ドイツなどのヨーロッパから始まった生態系を復元または創出する動きは日本にも広がり、各地で国や自治体、学校、NPO・NGO、企業などにより、管理や保全、教育、普及等、様々な取り組みがなされている。

【ら】**レッドリスト**

絶滅の危機のおそれがある野生生物の現状を、危険度を表すカテゴリー別に示した資料のこと。国際レベルでは、国際自然保護連合 (IUCN) が作成しており、国レベルでは環境省、都道府県レベルでは地方公共団体ごとに作成している。

【アルファベット】**IUCN**

国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) のこと。1948年に設立され、国家、政府機関、国際及び国内非政府機関会員により構成されている。国連環境計画 (UNEP)、国連教育科学文化機関 (UNESCO) などの国連機関や世界自然保護基金 (WWF) 等の協力の下に、野生生物の保護、自然環境及び資源の保全に係る調査研究、途上地域への支援等を行っているほか、絶滅のおそれのある世界の野生生物を網羅したレッドリスト等を定期的に刊行している。

参考文献・資料

1. 愛知県環境局環境政策部自然環境課（2023）『愛知県特定外来生物対策ハンドブック』
2. 愛知県自然環境課「国内外来種について」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/gairai-kokunai.html>, 2025 年 8 月 18 日確認
3. あきる野市（2019）『外来植物（オオキンケイギク、オオバタクサ、アレチウリ）対策の手引き』
4. IPBES 事務局（2023）『IPBES 侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書 政策決定者向け要約』
IPBES 事務局, ボン・環境省, 東京
<https://doi.org/10.5281/zenodo.10785079>
5. 一般財団法人自然環境研究センター編（2019）『最新 日本の外来生物』平凡社
6. 伊藤玄・北村淳一・谷口倫太郎・熊谷正裕（2023）「文献情報に基づく日本産タナゴ亜科魚類における国内外来種の分布状況」『保全生態学研究』第 28 巻, p.125-135
7. 奥多摩サポートレンジャー会（2008-）「奥多摩植物目録」
<https://okutama-sr.jpn.org/plant.php>, 2025 年 8 月 18 日確認
8. 環境省・農林水産省（2015）『我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）』
9. 環境省（2021）『外来動物対策は今 小笠原の自然を守るために』
10. 環境省「日本の外来種対策」
<https://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>, 2025 年 8 月 18 日確認
11. 環境省（2019）『アカミミガメ防除の手引き』
12. 環境省・農林水産省・国土交通省（2025）『外来種被害防止行動計画 第 2 版～ネイチャーポジティブの実現に向けた外来種対策の実践～』
13. 荻部治紀（2013）「関東地方で拡散を始めた国内外来種リュウキュウベニイトトンボ」『日本生態学会第 60 回全国大会講演要旨』
14. 荻部治紀（2019）「神奈川県におけるムネアカハラビロカマキリの拡散状況とその移入経路」『自然科学のとびら』第 25 巻 2 号, p.14-15
15. 小平市「セイタカアワダチソウ（生態系被害防止外来種リストの外来種）」
<https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/114/114562.html>, 2025 年 8 月 18 日確認
16. 国土交通省河川環境課（2025）『地域と連携した河川における外来植物対策ハンドブック（案）令和 7 年度増補版』
17. 国立環境研究所「侵入生物データベース」
<https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/>, 2025 年 8 月 18 日確認
18. 鈴木浩文（2022）「特定外来生物に関する課題と対策 国内外来種としてのホタルについて」『生活と環境』No.4
19. 高尾山ビジターセンター（2020）『のぶすま春号（HP 用）高尾山ビジターセンター発行ニュースレター』第 59 号
20. 東京都環境局（2022）『東京都キョン防除実施計画（第 3 期計画）』
21. 東京都環境局自然環境部（2023）『外来種対策マニュアル（アライグマ・ハクビシン）』
22. 東京都環境局自然環境部（2023）『東京都レッドデータブック 2023 - 東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版 -』
23. 東京都環境局自然環境部（2024）『東京都ナガエツルノゲイトウ防除の手引 概要版 ver.1.00』
24. 東京都環境局自然環境部（2025）『東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針 - 「新たな野生絶滅 ZERO アクション」の実現に向けて -』

25. 東京都環境局自然環境部（2024）『クビアカツヤカミキリ防除の手引き』
26. 東京都環境局自然環境部「アライグマ・ハクビシン対策について＞被害を防ぐために」
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/raccoon/prevention, 2025 年 8 月 25 日確認
27. 東京都環境局「伊豆大島のキョンの捕獲について」
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/kyon, 2025 年 8 月 18 日確認
28. 東京都建設局公園緑地部（2023）『事業報告概要書（公表版）』
29. 東北大学（2017）「世界遺産・小笠原の土壌動物壊滅－意外な生物が原因だったことを解明－」プレスリリース
<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/2017/10/press20170929-02.html>, 2025 年 8 月 18 日確認
30. 西多摩自然フォーラム・トウキョウサンショウウオ研究会「西多摩自然フォーラム・トウキョウサンショウウオ研究会」
<http://ntforum.org/tokyo.html>, 2025 年 8 月 18 日確認
31. 農林水産省「外来アカウキクサ類（アゾラ）【特定外来生物】」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/attach/pdf/gairai-79.pdf, 2025 年 8 月 18 日確認
32. 農林水産省・環境省・農業・食品産業技術総合研究機構（2025）『ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル』
33. 福岡県環境部自然環境課（2021）『福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021』
34. 福島県（2023）『知ってる？ あなたの身近な外来種 福島県外来種ハンドブック』

外来種対策あり方検討会委員 ※所属、役職等は 2025 年 3 月現在のもの

大野 正人	公益財団法人日本自然保護協会保護・教育部部長
片岡 友美	認定 NPO 法人生態工房理事長
五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室室長
戸田 光彦	一般財団法人自然環境研究センター研究主幹
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館特別研究員
中島 慶二	江戸川大学社会学部現代社会学科・国立公園研究所特任教授
亘 悠哉	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 野生動物研究領域チーム長

協力者

佐藤 方博 認定 NPO 法人生態工房事務局長

写真提供

今田 裕美子、内野 秀重、内山 香、大島 千幸、金子 博子、株式会社プレック研究所、環境省、関西野生生物研究所、菊池 健、喜多 英人、小出 可能、斉藤 秀生、繁田 真由美、認定 NPO 法人生態工房、有限会社ゼフィルス、東京都保健医療局、中西 由美子、NPO 法人ネイチャーリーダー江東、波多野 幸希、古谷 益朗（野生生物研究所ネイチャーステーション）、NPO 法人砧・多摩川遊び村

イラスト 村石 健一

（敬称略・五十音順）

※本書に記載された写真・図表・イラスト・文章等、内容の全ての著作権は東京都及びそれぞれの記事等提供者にあります。これらの情報は無断転載・複写・複製することはできません。

登録番号 第 (7)46 号
環境資料 第 37033 号

東京都外来種対策行動の手引き

みんなで実践！ 外来種対策から始めるネイチャーポジティブ

令和7（2025）年9月発行

発行 東京都環境局自然環境部計画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 03-5388-3548

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都